

第436回（定例）福崎町議会会議録

平成23年3月7日（月）

午前9時30分開会

1. 平成23年3月7日、第436回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 15名

1番	難波靖通	9番	吉識定和
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
		15番	高井國年
8番	広岡史郎	16番	松岡秀人

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主 査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	中島勉
会 計 管 理 者	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	近藤博之	税 務 課 長	山口省五
住 民 生 活 課 長	松岡英二	健 康 福 祉 課 長	高松伸一
ま ち づ くり 課 長	志水利雄	産 業 課 長	井上茂樹
下 水 道 課 長	後藤守芳	水 道 課 長	豊國明紀
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	志水清二

1. 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名  
第 2 会期の決定  
第 3 諸報告  
第 4 議案の上程・議案説明

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸報告  
日程第 4 議案の上程・議案説明

1. 議案件名

報告第 3号 議会の委任による専決処分の報告について  
議案第 2号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及

		び規約の変更について
議案第 3 号	福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第 4 号	福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第 5 号	福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第 6 号	福崎町職員の一般職に属する技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第 7 号	福崎町特別会計条例の一部を改正する条例について	
議案第 8 号	福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	
議案第 9 号	福崎町債権管理条例の制定について	
議案第 10 号	町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第 11 号	福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第 12 号	福崎町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第 13 号	福崎町立柳田國男・松岡家記念館の設置及び管理に関する条例の制定について	
議案第 14 号	平成 22 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について	
議案第 15 号	平成 22 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
議案第 16 号	平成 22 年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
議案第 17 号	平成 22 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
議案第 18 号	平成 22 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	
議案第 19 号	平成 22 年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
議案第 20 号	平成 22 年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
議案第 21 号	平成 22 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 2 号）について	
議案第 22 号	平成 22 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について	
議案第 23 号	平成 23 年度福崎町一般会計予算について	
議案第 24 号	平成 23 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について	
議案第 25 号	平成 23 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について	
議案第 26 号	平成 23 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について	
議案第 27 号	平成 23 年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について	
議案第 28 号	平成 23 年度福崎町公共下水道事業特別会計予算について	
議案第 29 号	平成 23 年度福崎町水道事業会計予算について	
議案第 30 号	平成 23 年度福崎町工業用水道事業会計予算について	
請願第 1 号	脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立の早期実現を求める意見書の提出を求める請願書	
請願第 2 号	T P P の参加に反対する請願	

## 1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第436回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ことしは殊のほか厳しい冬ではありましたが、3月に入り桃の便りも届き始め、春の息吹を感じるきょうこのごろとなりました。

議員各位には、本日ここに第436回福崎町議会定例会が招集されましたところ、ご健勝にて早朝からご参集を賜り、定刻に開会できますこと、まことにありがとうございます。

さて、今定例会に付議されております案件は、町長提案では報告1件、規約の変更1件を初めとして、条例改正9件、条例制定2件、補正予算9件、平成23年度各会計予算8件、議員提案の請願2件の計32件と、町民生活に関係の深い議案が数多く予定されております。

何とぞ議員各位には格別のご精励を賜り、慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますようお願い申し上げますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願い申し上げます、本定例会の開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員数は15名でございます。

定足数に達しております。

よって、第436回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により議長が指名をいたします。

4番、釜坂道弘議員  
11番、小林博議員  
以上の両君をお願いいたします。

#### 日程第2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

2月28日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆さんのお手元に配付しております日程表（案）のとおり、本日から3月28日までの22日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月28日までの22日間といたします。

#### 日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。

第435回臨時議会閉会后、本日までの主要事項について、別紙配付のとおり

報告いたしますので、よろしくお願ひします。

また、例月出納検査の報告書が議長あてに提出されており、その写しを配付しておりますので、ごらんいただければ幸いと存じます。

#### 日程第4 議案の上程・議案説明

議 長 日程第4は、議案の上程であります。

これから報告第3号、議会の委任による専決処分報告についてから、請願第2号、TPPの参加に反対する請願までの計32件を一括議題といたします。これから、町長提案の上程議案に対する提案理由の説明を求めてまいります。

町 長 おはようございます。

第436回福崎町議会定例会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

雪の多い寒かった冬もようやく峠を越しまして、春らしい陽気が漂うようになってまいりました。

私は、議員生活を含め35年間余り、町政に参加してまいりました。私の中心テーマは、憲法を暮らしの中に生かすということであります。

ご承知のとおり、日本国憲法は、1、主権在民、2番目に平和の尊重、3番目は基本的人権の尊重、4番目が議会制民主主義、5番目が地方自治の五つの柱からなっております。この5本の柱は第二次世界大戦の反省と教訓から生まれたものと私は理解しているわけであります。

憲法の第99条には、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と書かれています。憲法の中にはそんなに「義務」を使っておりませんが、「義務」という言葉が使われておりますのは、「納税の義務」とこの問題も含まれているわけであります。

私も公務員の一人であり、この立場をしっかりと守っていきたくと常々決意しているわけであります。

昨今の国際的、国内情勢から、憲法擁護義務をより一層意識して、予算編成を行ってきたところであります。

第1の柱は主権在民であります。

明治憲法は「天皇主権」からなっておりましたけれども、今の憲法は「国民こそ政治の主人公」の国に変わったのであります。私は、柳田國男さんの「美しき村」の文章にある「村は住む人のほんのわずかな氣持から、美しくもまづくもなるものだ」を参考にして、自律（立）のまちづくりを提唱してまいりました。

自律（立）のまちづくりとは、自分の頭でしっかりと考え、自分の手足を使って行動するまちづくりであり、そのような人が1人でも2人でもふえていくことが、よいまちづくりになると確信をしているわけであります。一人一人が自分の人格を高め、自覚ある町民の参画と協働によって、「活力にあふれ 風格のある住みよいまち」をつくることであります。

当然のこととして、町政の主人公である町民に情報を公開する、そこが出発点であると考えております。

第2の柱は平和の尊重であります。福崎町は平和の町を宣言している町であります。このことに関して特別に大きな予算を組んでいるわけではありませんけれども、事あるごとにあらゆる場面において平和の大切さを訴えていきたいと考えております。

中でも図書館の充実は大切なことだと考えております。きのうもNHKテレビ

でありましたけれども、今NHKでは「日本人はなぜ戦争へと向かったのか」をシリーズとして放映をいたしております。この放送を通じての私の思いは、国民に多様な情報や知識を伝えなかったことが大きな要因ではなかったかということでもあります。

今、世界の情勢を見ましても、情報が極めて国民に制限されている。そういうところにおいて、いろいろ政治の問題が出ているということを考えてみますと、情報を多様に国民に、あるいは町民に伝えることが極めて大切な課題とこのように認識をしているわけでもあります。

図書館は、情報と知識を蓄積する大切な場所です。図書館には多様な図書を備え、それを通して自由にものを考え行動することが、戦争を防ぐのに役立つと考えています。補正予算では図書購入費を追加いたしておりますけれども、そのような思いからであります。

第3の柱は、基本的人権の尊重であります。中でも生存権は重要であり、しっかりと守らなければなりません。この議会に「福崎町債権管理条例」を提案しておりますが、この条例案を提出するにあたって一番気を使ったのは、生存権と納税義務等の関係であります。この条例は、これまでの議会の議論を参考にして提案をしたものであり、ご賛同いただきたいと思います。しかし、運用にあたっては人権に配慮したものでなければならないと考えております。

本年度も中学3年生までの医療支援を行っておりますが、子どもの命をしっかりと守るためであります。田原幼稚園の建設は、乳幼児の保育、教育を保障し、働くお母さんへの応援となるものであると信じております。

第4の柱は、議会制民主主義であります。憲法の冒頭に「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」と書かれています。日本政治を初め、すべてのことは正当な選挙によって選ばれた議員によって決められることになっています。地方政治は二元代表制であります。正当な選挙によって選ばれた者によって運営されることにおいて何ら変わるところはありません。

ところで、私の目から見れば、最近では議会制民主主義を軽く見たり、形骸化する傾向が目立っているように思えます。国会でも、地方議会でも、小さな議会にしようという動きがあります。一見、無駄を省き、経費を節約しているように見えますが、国民や町民を主人公とする政治から離れる危険性を持っていると私は思います。

議会制民主主義は、人類の長い歴史の中で、血のにじむような行動を通じて勝ち取った成果であります。ところが、議会の果たしている大きな役割を正しく評価しない傾向が見られることはまことに残念であります。

戦前のヒトラーの国会焼き討ちはその典型であります。国会を廃し、独裁政治を進め、戦争への道を進んだのであります。今まさに同じような過ちを犯そうとしているように私には思えてなりません。

今年は統一地方選挙の年ですが、議員定数を地方自治法の示す議員の標準定数よりも大幅に削減をしたり、経費を極端に減らす動きも見られます。歴史の教訓から見ても、一定の量があって質を支えているという道理からしても、長と議会のチェックアンドバランスを保つ上からしても、小さ過ぎる議会は、きっと近い将来、議会が首長をチェックできない禍根を生むように思えてなりません。福崎町においては、これ以上議会の機能が弱体化しないように努力したいと考えております。

第5の柱は、地方自治であります。この柱も戦争の反省から出発したものであります。地方自治は団体自治と住民自治からなっています。地方自治体は、その

自治体に住む人々の命と暮らしと人権を守るために努力しなければなりません。そのために、地方自治体は二つの仕事を持っています。一つは、国で決まった方針や施策を町民の皆さんとよく相談しながら町政に生かしていく仕事であります。もう一つは、地方住民の声を町政に生かし、中央に届ける仕事であります。私たちは、国・県で決まった方針や施策をしっかりと受けとめ、創意工夫しながら仕事をしています。同時に、町民の声を中央に伝えるために、請願を採択したり、意見書を政府に送る仕事もしております。

以上、憲法の5本柱について述べてきましたが、今年はこれまでも増して、憲法の精神を町政に生かすことを考え、福崎町第4次総合計画のために力を尽くしてまいります。

そして、次の三つを大きな事業として推進してまいります。

その一つは田原幼稚園の建設であります。

二つ目は町制55周年の事業です。中でも「柳田國男50年祭」は、全国に発信する事業として取り組みます。

三つ目は食育推進計画を実行することです。食育は全課にまたがる壮大なものです。この課題を全町民が実践すれば、健康的なすばらしい町になると確信いたしております。

次に各課の重点事項を報告いたします。

総務課では、参画と協働のまちづくりを目指し、まちの先生・出前講座の推進を初め、地域づくり推進事業の継続やボランティアの育成、アドプト事業の推進に関係各課とともに取り組みます。

職員の能力、適性などの能率発揮に向けた人事評価の取り組みを進めてまいります。

選挙管理では、兵庫県議会議員選挙、福崎町長選挙、福崎町議会議員補欠選挙、福崎町農業委員会委員選挙が執行されます。

今年には町制施行55周年を迎えます。先人の功績に感謝をするとともに町政のさらなる発展を願い、記念事業を展開します。主な記念事業は、5月3日の記念式典、7月15日のNHK上方演芸会、8月6日・7日の柳田國男50年祭などです。「柳田國男生誕の地福崎町」、「歴史と文化の香るまち福崎町」を全国に向け発信してまいります。

企画財政課では、国の深刻な財政状況のもとで、地方財政対策の先行きも不透明であり、町税収入の見込みも厳しいものがありますが、中長期的な見通しを念頭に置きながら、安定的な財政運営に努めます。

また、公会計の整備に取り組むとともに、わかりやすい財政状況の公表に努めてまいります。

税務課では、町債権の適切な管理を図るため、この議会に提案している「債権管理条例」に基づき、公債権、私債権をあわせて公平性の確保に努めます。財産調査、納税相談等を継続して行い、滞納者の生活実態の把握に努め、その上で滞納処分などの法的措置等に取り組み、生活困窮者には救済措置を行うなど、債権の整理を進めてまいります。

また、県の整理回収チームには引き続き支援をお願いし、滞納整理を促進します。

住民生活課では、子ども手当について、次世代社会を担う子ども一人一人の成長を社会全体で応援する観点から、3歳未満の方には月額2万円を、3歳以上中学校修了までの児童・生徒すべてを対象に、1人につき月額1万3,000円を支給します。

町営住宅の家賃における悪質滞納者については、引き続き滞納整理対策委員会で協議しながら、裁判所への民事調停の申し立てや訴えの提起などにより、滞納家賃の減少に努めます。

ごみ処理については、一般廃棄物処理にかかわる長期的視点に立った基本的方針を明確化するため、目標年次をおおむね10年から15年先とした一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの減量化、資源化、地球温暖化の防止に努めます。

戦没者追悼式については、今年度から福崎町遺族会が主催者としてとり行われます。

健康福祉課では、障害者基本法に基づき、障害者の実情に応じた施策を展開するため、10カ年計画として第2次障害者福祉プラン及び障害者サービスの実施状況を検証し、3年間の見込みを計画する第3期障害者福祉計画を策定いたします。

福祉医療助成事業では、平成22年度から実施している中学3年生までの通院・入院の医療費及び障害者自立支援医療等の特定疾患に係る自己負担額の無料化を継続してまいります。

巡回バスは12年を経過しましたが、平成23年度も継続して運行します。地域公共交通会議を継続して開催し、高齢者等の移動手段を確保するため、町民の意向も取り入れながら、国土交通省の補助を受け、デマンド交通等の実験運行を行い、地域にあった公共交通の導入に向けて検討していきます。

食育の推進については、平成22年度に作成した計画に沿って、地域、学校、関係団体等で連携を図り、食育への住民の関心を高め、町ぐるみで推進していきます。

予防接種事業では、子宮頸がん等のワクチン接種費用の全額公費負担を継続して実施します。

また、自殺対策事業として、看護師による家庭訪問、自殺防止を踏まえた「こころの健康」講演を実施します。

児童虐待防止事業として、民生児童委員が新生児家庭に絵本を配付し、育児の悩み等の相談支援体制を構築します。

介護保険事業については、平成24年度からの3年間のサービス給付費を見込んで保険料を算定し、高齢者のニーズ調査を実施し、第5期事業計画を策定していきます。

産業課では、農業関係について、平成22年度から始まった戸別所得補償モデル対策を農業者戸別所得補償制度として引き続き実施します。

農業構造改善施策については、春日ふれあい会館の屋根修理、テニスコートのリニューアルを行い、グラウンドやキャンプ場の利用も含め、グリーンツーリズムによる活用のPRを図ります。

農地・水・環境保全向上対策事業は、農地や農業用水等の適切な保存管理を行うとともに、農村環境の保全にも役立っている地域共同活動であり、引き続き取り組みを支援していきます。

林業関係では、松くい虫航空防除事業を引き続き進めます。

土地改良事業については、ほ場整備事業では、県営西治地区とともに、町営田口地区を引き続き実施します。

ため池整備事業では、県営西光寺地区の姫ヶ池を引き続き実施するとともに、町営で東大貫地区の倉谷下池に着手します。

用水路改修事業では、ストックマネジメント事業を県営西光寺野地区で引き続き実施するとともに、県営福崎東部地区に着手します。

国土調査では、山林の地籍調査事業を推進します。

商工関係では、金融危機等に伴う経済雇用情勢の急激な悪化に対応するため、「産業活性化緊急支援事業」や「緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生基金事業」を活用し、引き続き、失業者のつなぎ雇用の確保に努めます。

また、なっ得商品券の発行を引き続き推進します。

観光面では、「柳田國男50年祭」にあわせて、辻川界限、もちむぎぼすた、七種の滝等のPRを推進していきます。

消費者行政では、平成22年度に「神崎郡消費生活中核センター」を開設しましたが、郡内のだれもがいつでも困ったときに相談できる消費生活センターとして活動していきます。

まちづくり課では、道路関係について、安全で快適な道路網の整備を図るため、中島井ノ口線、駅前高橋線、西治ほ場整備にあわせた高橋山崎線及び西治長野線等、幹線道路の整備を初め、安全施設整備や緊急性の高い道路修繕等の工事を進めてまいります。

JR福崎駅周辺整備については、関係者との合意形成や事業化に向けた機運の高まりを誘導しつつ、県道甘地福崎線のルート設定と駅前広場の整備に向けた取り組みを進めます。

また、すべての人が住みやすく訪れやすいまちづくりを推進するため、福崎駅周辺のユニバーサル社会づくり実践モデル事業を計画的に展開してまいります。

住宅耐震化推進事業については、今後の震災に備え、安全・安心の住まいを守るまちづくりを推進するため、県の「我が家の耐震改修促進事業」への上乗せ補助を行い、住民の命と暮らしを守る新たな事業を展開してまいります。

下水道課では、浄化センターの3、4系水処理施設増設工事及び田原汚水中継ポンプ場建設工事について、いずれも平成23年度の完成をめざして、引き続き工事を進めます。

面整備工事については、工事中の中島地区の平成23年度内の完成及び供用開始を目指すとともに、八反田東地区及び西光寺地区の一部を整備します。また、西治ほ場整備に伴う下水道管等の移設工事を行います。

雨水幹線事業については、工事中の川すそ雨水幹線と長目雨水幹線をつなぐ工事、ヤゴ雨水幹線の最上流部の工事を引き続き進めます。また、川すそ雨水幹線の上流部井堰を含む未改修部分について関係者との協議を進め、工事着手とともに、関係する雨水幹線の完成を目指してまいります。

公共下水道の汚水区域拡大に伴う中播都市計画下水道の変更決定が見込まれることから、福崎工業団地及び企業団地の区域について、事業認可手続を進めます。

また、新たな浸水対策に向けて、川端川及び川すそ川上流部のそれぞれについても、事業認可手続を進めます。

水道課では、下水道工事に伴う配水管移設工事及び工事中の町道中島井ノ口線での配水管新設工事を進め、管路の整備を行います。また、施設整備計画に向け、変更認可申請を行うとともに、井ノ口水管橋の耐震2次診断、山崎配水池進入道路2期工事の測量設計を実施します。

工業用水道事業では、料金改定の検討を進めてまいります。

学校教育課では、平成24年4月開園を目指し、幼保一体化施設である田原幼稚園を建設します。施設内には、子育て支援を行うための子育て学習センターを設置します。

また、就労等で預かり保育が必要な保護者ニーズにこたえるため、幼稚園の預かり保育の充実を図り、働く保護者の子育て支援を行います。

学校教育指導員、不登校指導員、学習支援員、介助員、スクールカウンセラー等を継続配置し、教育課題の早期解決を図るとともに、教育活動の推進向上に努めます。

児童生徒の国際理解教育と小学校の英語活動を推進するために、ALT 2名の継続配置と、外部講師を招き教職員のスキルアップを図るとともに、第7回イングリッシュフェスティバルを開催します。

県民交流広場事業を活用した地域教育推進委員会や学校支援地域本部事業等の協力を得ながら、子どもの見守り活動や学習支援等、学校と地域との連携を深める取り組みを進めていきます。

「福崎町食育推進計画」に基づき、関係機関と連携しながら食育を推進するとともに、給食に地元野菜を取り入れるなど、安全で安心な学校給食を提供していきます。

社会教育課では、兵庫県重要文化財大庄屋三木家住宅について、県の財政事情から事業費が幾分縮小されましたが、いよいよ主屋部分の補修に入り、改修工事も本格化します。

また、柳田國男・松岡家顕彰会記念館、生家及びその財産が福崎町へ寄贈されることから、その運営を福崎町が引き継ぎます。運営にあたっては、文化施設相互の連携や人的充実を図り、あわせて地域や各種団体との連携強化に努め、辻川界限全体を町の文化財行政の拠点となるよう事業を推進いたします。

人権教育、青少年健全育成事業については、人権問題を中心に、いじめや不登校、地域での子育てや安全確保等、身近な問題を題材に研修を進めていきます。

学校支援地域本部事業については、「みんなで支える学校、みんなで育てる子ども」をテーマに、登下校の見守り、補充教室など、学校への支援活動を引き続き実施します。

青少年野外活動センターでは、心身ともに健全な青少年の育成や、住民のコミュニケーションづくりの場として、広報活動、学習会等の実施により、年間を通し利用しやすい環境整備に努めます。

図書館では、住民の情報文化の核として、応援隊と連携し各種事業に取り組みます。また、子どもの読書活動推進に努めてまいります。

生涯教育について、文化センターでは各種講演会等による学習機会の提供を行います。

エルデホールでは、住民の芸術文化の意識向上を図る各種事業を展開します。

体育館では、各種スポーツ大会や健康教室を開催し、住民の健康維持・増進やコミュニケーションづくりに努めます。また、スポーツクラブと連携を密にして、地域生活に密着したスポーツ振興を図ってまいります。

以上が各課の主な事業であります。なお、今議会には報告1件、議案29件を上程いたしております。それぞれの議案につきましては、担当課長が詳細な説明を行いますので、ご賛同賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、提案説明の理由、施政方針とさせていただきます。

議長 ただいま、上程議案に対する町長の概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で朗読及び説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

なお、資料訂正の申し出がありますので、許可いたします。

産業課長 失礼いたします。

議案説明資料の訂正をお願いしたいと思います。

産業課資料の 8 ページをお願いいたします。

産業課資料 8 ページは、平成 23 年度当初予算資料となっております。その訂正箇所につきましては、左側の図面番号①番、その欄の一番反対側、備考欄でございます。区域面積が 2.9 ヘクタールとなっておりますが、3.0 ヘクタールに訂正をお願いいたします。

また、図面番号⑤番の同じく備考欄でございます。区域面積が 32.7 ヘクタールとなっておりますけれども、32.5 ヘクタールに訂正をお願いいたします。

訂正をさせていただき、おわび申し上げます。よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、まず、報告第 3 号、議会の委任による専決処分の報告について、事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

まちづくり課長 失礼いたします。報告第 3 号、議会の委任による専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

専決の内容は、事務局の朗読のとおりでございます。この報告は昨年 9 月議会において議決いただきました中島井ノ口線道路改良工事(その 6)について、工事内容の一部を変更し、請負者、美樹工業株式会社と本年 2 月 25 日付で工事請負変更契約を締結したことによるものです。

工事請負額は当初契約額の 5,878 万 9,500 円に 247 万 650 円を増額し、変更後の請負金額は 6,126 万 150 円となっております。詳細につきましては、まちづくり課資料により、説明をさせていただきます。

まず 1 ページをごらんください。

平成 22 年度、その 6、本工事区間延長 184 メートルの区間において、現在工事を進めており、完成は平成 23 年 3 月 25 日の予定でございます。

次に、2 ページをごらんください。

平面図と変更の概要をお示ししております。主な変更内容は平面図及び右側下の概要表のとおりで、中島井ノ口線本線に係るものとしては、自由勾配側溝が 19.1 メートル減少し、その箇所を延長 18.8 メートルの擁壁工及び水路工に変更しました。これらなどを含め、本線に係る部分では各数量の増減により、約 110 万 8,000 円の増額となりました。

また、附帯工では、町道吉田中島線との取り合い箇所の通行の安全確保を図るため、擁壁工 43.2 メートル及び舗装工 119 平方メートルを追加し、約 136 万 2,000 円の増額となりました。

以上の変更により、総額 247 万 650 円の増額となったものです。

以上、報告第 3 号の説明とさせていただきますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、議案第 2 号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、議案第 3 号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 4 号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 5 号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 6 号、福崎町職員の一般職に属する技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての各案について、事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに各案に対する詳細なる説明を担当課長から求

めます

総務課長 失礼いたします。

議案第2号から議案第6号について、ご説明申し上げます。

まず、議案第2号の兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更につきましては、西脇市、加西市、加東市及び多可町が消防事務等を共同で処理するため、北はりま消防組合を設置し、平成23年4月1日付で当組合に加入するため規約を変更するものです。加入後の退職手当組合の構成団体は19市12町28組合となります。総務課資料1ページの新旧対照表をご参照ください。

次に、議案第3号の福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を受け、非常勤職員に育児休業を認める改正をするもので、本町で対象となる非常勤職員は臨時職員であります。総務課資料の2ページ、新旧対照表をごらんください。

第2条は第3号を追加するもので、育児休業を取ることができる対象は、1年以上在職している非常勤職員です。

第2条の2は、育児休業等を取得できる期間を定めています。第1号は通常の場合で、子が1歳到達日まで取得できるとの規定です。第2号は子が1歳2カ月まで取得できる場合、第3号は子が1歳6カ月に達する日まで取得できる場合の規定です。

4ページをごらんください。

第2条の3は、前条が挿入されたための条の繰り下げです。

第3条は、非常勤職員が再度の育児休業ができる場合の特別の事情を追加しております。

第17条は、1年以上在職している非常勤職員は部分休業が請求できるようにする規定です。

第18条は、非常勤職員の部分休業の取得も、2時間を限度として承認できる規定です。

なお、この条例は、平成23年4月1日から施行しようとするものです。

次に、議案第4号、福崎町非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例は、障害者自立支援法の一部が改正され、本条例が引用している条項を改めるもので、第1条は、障害者自立支援法を改正する法律の施行日から施行します。また第2条は、平成24年4月1日から施行します。新旧対照表を総務課資料6ページ、7ページにお示ししていますので、ご参照ください。

次に、議案第5号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、育児短時間勤務等をしている職員の給与等の額の算出方法を定める改正です。総務課資料8ページの新旧対照表をごらんください。

第11条の3は、育児短時間勤務をしている職員の給料の算定方法を定めています。職員の給料は職員の本来の号給に応じた額に、その者の1週間の勤務時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額となります。

第17条は、育児短時間勤務職員等の通勤手当について定めています。

第20条は、育児短時間勤務職員等の時間外勤務手当についての定めです。

9ページをごらんください。

第27条は期末勤勉手当についての、第28条は勤勉手当の算定方法を定める規定です。

なお、この条例は平成23年4月1日から施行するものです。

次に、議案第6号の福崎町職員の一般職に属する技能労務職員の給与の種類及

び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。技能労務職員には一般行政職員に支給される手当のほか、土木工手手当、衛生業務手当及び乗務員手当の定めがありました。昨今の社会情勢等を考慮し、廃止するものであります。

平成21年度決算では対象者は6人、支給額は54万3,500円でありました。

なお、この条例は平成23年4月1日から施行します。

総務課資料10ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

また、議案第3号、議案第5号の条例改正の要旨を、総務課資料11ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、5議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同得られますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 次、議案第7号、福崎町特別会計条例の一部を改正する条例について、及び議案第8号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

健康福祉課長 失礼します。

議案第7号、福崎町特別会計条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この一部改正は老人保健事業特別会計が平成23年3月31日をもって終了することに伴い、第1条に規定する特別会計から老人保健事業を削除するものです。

健康福祉課資料8ページの新旧対照表をごらんください。

削除する理由は、平成20年4月に現行の老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、平成20年3月までの医療費で月おくれ請求や過誤調整による請求の時効期間が3年間のため、平成23年3月31日まで設置する義務がありましたが、3年を経過するため、4月1日に施行し、削除するものです。

平成22年度の老人保健事業会計は、交通事故による第三者行為が1件残っておりましたが、平成22年度において示談が成立しましたので、精算の補正予算を計上しております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第8号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。改正の内容は出産育児一時金等の支給額を平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げた支給額について、平成23年4月から恒久化することになり、4月1日施行し、改正するものです。

それでは、条例の一部改正についてご説明いたします。

健康福祉課資料9ページの新旧対照表をごらんください。

附則の経過措置での規定を削除し、新たに条例第12条に規定する35万円を39万円に改正するものです。なお、第36条のただし書きの規定は、産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合は3万円が追加され、出産育児一時金は42万円となります。引き上げ額4万円の財源は23年度から改正され、国庫補助は2分の1の2万円から4分の1の1万円となり、残り3万円の3分の2の2万円は一般会計から繰り入れ、3分の1の1万円は保険料で賄います。

平成22年度国保会計の出産育児一時金は12月末実績までは23件、支払額は966万円です。平成23年度予算は30件、1,260万円を計上しております。

以上で説明を終わります。

議案第7号、議案第8号の両議案ともご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 それでは、しばらく休憩をいたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時28分

再開 午前10時50分

◇

議 長 次、議案第9号、福崎町債権管理条例の制定について及び議案第10号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

税 務 課 長 失礼します。

議案第9号、福崎町債権管理条例の制定について、ご説明いたします。

この条例は憲法に定める最低限度の生活を保障する生存権、また納税の義務に鑑み、地方自治法及び施行令に基づき、町の債権管理の一層の適正化を図っていくためのものです。平成20年に滞納整理対策委員会を発足させ、滞納整理対策を講じていますが、当議会、監査委員から、不納欠損処理に当たり、債権の管理方法また回収できない滞納金をいつまでも抱えていることの指摘を受けているところです。今回不納欠損処理を適正に行うために本条例を制定し、徴収不能、徴収困難であることが明らかなその他の債権について、債権の放棄を行い、欠損処理に当たります。公債権、私債権の管理を包括的に規定することで、職員が徴収に向き合い、その手段として滞納者への強制徴収、強制執行等の実施、生活困窮者への救済として、徴収停止、履行延期等を行い、また回収見込みのない債権について放棄を行っていくものです。

それでは、各条の概要の説明をいたします。

第1条は条例の趣旨で、この条例の目的を明らかにしております。

第2条は用語の意義を定めております。債権管理の対象となっているのは、金銭給付を目的とする債権に限定されています。町の債権は町税、公課、その他の債権に分類され、町税と公課は国税または地方税の滞納処分の例により処分することができますが、その他の債権は自力執行ができず、裁判所への手続により強制執行を行います。税務課資料1ページに債権の分類をお示ししております。ご参照ください。

第3条につきましては法令等の関係を掲げています。この条例は基本的に地方自治法及び施行令に基づき、債権管理の一般的ルールを定めています。

第4条は債権を適正に管理するために、町の責務について定めています。

第5条につきましても、債権を適正に管理するために台帳を整備することといたしております。

第6条につきましては、地方公務員法、地方税法等で守秘義務が課せられていますが、町全体で債権回収に取り組む必要から、滞納者情報の相互利用規定を設けることによりまして、個人情報保護の制約についてはクリアしていると考えて

います。

第7条は債権を計画的に徴収するため、毎年度徴収計画を策定することを定めたものです。施行規則によりまして6月末日までとしております。

第8条は履行期限までに履行しない者に対する督促について定めたもので、債権等については地方自治法施行令により、期限を指定して督促しなければならない旨の規定があり、施行規則で20日以内と定めています。

第9条です。町税及び公課の滞納については、地方税法の定めに従い、自力で滞納処分を行い債権の回収を図るとともに、徴収猶予等についても法令の定める要件に従って行うことを確認する規定です。

第10条です。強制執行等です。その他の債権とは非強制徴収公債権、私債権を指しますが、これらの債権は自力で強制的に債権を回収できませんので、裁判所の力を借りて債権の回収を実現します。強制執行等の措置をとる場合及び措置をとらなくてもよい場合について定めたものです。支払い督促等が該当します。資料2ページに支払い督促の要綱を定めています。

第11条は専決処分です。訴訟等により60万円以下のその他の債権の履行を請求する場合は、議会の権限に属する事項中、町長が専決処分することができる事項の規定により、専決処分により処理することができる規定です。専決処分したときは議会に報告しなければならないことを義務づけています。

第12条です。履行期限の繰り上げです。滞納処分、強制執行などが開始されたことによる債務者の信用状態に不安が生じた場合等の履行期限の繰り上げについて定めたものです。

第13条、債権の申し出等です。債務者が支払い不能の事態に陥った場合などは、町が直ちに配当の要求や債権の申し出をしなければならないことの規定です。

第14条です。徴収停止です。その他の債権で、法人である債務者が事業休止したときや債務者が行方不明になった場合などは取り立てをしないことができる規定です。

第15条、履行延期の特約等です。その他の債権で債務者が無資力またはこれに近い状態にあるときなど、所定の事由に該当する場合は、その履行期限を延長することができる規定です。

第16条です。免除です。債務者が無資力状態等にあるため履行延期をした債権について、当初の履行延期から10年を経過した後において、納付できないと認められる場合、債務の免除ができる規定です。

第17条、債権の放棄です。その他の債権の放棄について定めたものです。援用はされていない債権であっても、第1号から第7号のいずれかに該当し、回収の見込みがない場合は債権の放棄ができる規定です。債権放棄したときは議会への報告を義務づけています。

第18条です。必要な事項は規則等に定めることといたしております。

この条例は平成23年4月1日から施行いたします。

以上、各条の説明をいたしました。この条例はすべての滞納者に強制徴収と強制執行を講じるという規定ではなく、生活困窮者等には徴収停止などの救済措置を行い、債権整理に当たっていくものです。不納欠損処理は消滅した債権に対して行われるものであり、債権放棄に至るまでの手続を明確にした内容となっております。

なお、税務課資料1ページに先ほど申しました債権の分類について、その右側に施行規則、2ページに非強制徴収債権滞納者に係る支払督促申立取扱要綱、3ページは不納欠損に至るまでのフローチャートをお示ししております。後ほどご

参照ください。

ご審議を賜りまして、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、議案第10号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本条例は町民税、固定資産税、国民健康保険税の集合徴収について定めているものです。

今回の改正は本条例が平成23年3月31日をもって効力がなくなることから、引き続き平成25年3月31日まで2年間の期限を区切って延長するものです。公布の日から施行いたします。なお、税務課資料4ページに条例の新旧対照表をお示ししております。

ご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上2議案、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 次、議案第11号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第12号、福崎町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

住民生活課長 失礼いたします。

議案第11号、議案第12号について説明をいたします。

議案第11号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

今回の改正は管理戸数の減によるもので、西治団地1戸、馬田団地1戸、西野団地1戸、計3戸の除去により別表を改正するものです。改正後の管理戸数は165戸から162戸になります。なお、この条例は平成23年4月1日から施行するものです。住民生活課資料1ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

次に、議案第12号、福崎町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

今回の改正は現在東大貫にある防災備蓄倉庫を第1防災備蓄倉庫とし、新たに旧長野清掃員詰所を整備して、第2防災備蓄倉庫と名称、位置を改正するものです。なお、この条例は平成23年4月1日から施行するものです。住民生活課資料2ページに新旧対照表を、次のページには位置図をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、両議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 次、議案第13号、福崎町立柳田國男・松岡家記念館の設置及び管理に関する条例の制定について事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

社会教育課長 失礼いたします。

議案第13号、福崎町立柳田國男・松岡家記念館の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

この条例は、財団法人柳田國男・松岡家顕彰会が解散され、記念館を含めた残余財産を福崎町に寄贈されることが財団の寄附行為で決定されたことに伴い、そ

の財団の意思を汲み、記念館の運営を町営として行うため制定しようとするものでございます。

第1条は設置としてこの施設の設置目的を規定しております。財団からの意向も反映し、柳田國男と松岡家の顕彰をその主な目的といたしております。

第2条は名称と場所を規定しております。

第3条は観覧施設として運営するため職員を配置することとしております。

第4条は観覧料を規定しています。通常展示と特別展示とに分け、通常展示の場合は現行の財団法人柳田國男・松岡家顕彰会の観覧料と同額としました。また、特別な展示も実施しやすいよう特別展示の観覧料も新たに定めております。

第5条は入館の制限です。貴重な展示物の保護・管理面や館の適正な運営のため規定をいたしております。

附則の第2項では、この施設にたくさんの住民が訪れ、國男やその兄弟を認知していただくとともに、住民に愛され親しみある施設としても運営できるように、当分の間は通常展示の入館料は無料としております。ここで言う当分の間とは、法令用語的にはこの附則を改正するまでの間となりますが、大庄屋三木家の改修も進んでおり、その公開も含め検討していく予定でございます。

なお、社会教育課資料に1ページから2ページにこの条例に係る規則をつけておりますので、ご参照ください。

条例・規則とも、近隣に歴史民俗資料館がございますので、それをもとにつくっております。

以上、議案第13号、福崎町立柳田國男・松岡家記念館の設置及び管理に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 長 次、議案第14号、平成22年度福崎町一般会計補正予算（第4号）について事務局から朗読いたします。

（書記朗読）

議長 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 失礼いたします。

議案第14号について、ご説明申し上げます。

平成22年度福崎町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の補正額を1億9,630万円追加いたしまして、補正後の予算総額を74億9,060万円とするものでございます。全体としましては、各事業の実績並びに実績見込みによる歳出の精算とそれぞれの歳入充当財源の補正に加えまして、企業収益が大幅に改善したことによる法人町民税の増収や、普通交付税の大幅な増額などによって生じる見込みの剰余額3億420万円を財政調整基金に積み立てます。

また、国の補正予算に計上されました地域活性化交付金の「住民生活に光をそそぐ交付金」に対する第2次配分がありましたので、その充当額を計上しております。地域活性化交付金につきましては、資料でご説明を申し上げますので、企画財政課資料1ページをお開き願います。

資料1ページの下段にお示しをしております「住民生活に光をそそぐ交付金」では、第1次配分額580万7,000円に加えまして、1,117万5,000円の第2次配分がありました。合計1,698万2,000円となっております。

第2次配分の充当事業は太線で囲っております4から7の事業でありまして、

小・中学校図書購入事業合わせて200万円、生活科学センター改修事業600万円、図書館図書購入事業400万円の合計1,200万円を計上しております。また、後ほどご説明いたします翌年度への繰り越しにつきましては、資料右端に記載しておりますとおりで、「きめ細かな交付金」では事業費2,660万円のうち2,030万円、「住民生活に光をそそぐ交付金」では1,800万円のうち1,680万円を繰越明許費として計上しております。

それでは歳入歳出予算補正につきまして、事項別明細書でご説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

企画財政課長 以上が、歳入歳出予算の補正内容でございます。

次に議案にお戻りいただきまして、第2条、繰越明許費につきましては、議案の5ページをお開き願います。

第2条、繰越明許費でありますけれども、地域活性化交付金に係る繰越事業費は企画財政課資料1ページでご説明申し上げたとおりであります。道路事業では中島井ノ口線で1億2,700万円、西治長野線で8,000万円、北野加治谷線で1億1,832万円をそれぞれ繰り越す予定としておりまして、繰り越し総額は2億6,242万円となっております。道路事業の繰り越し資料につきましては、まちづくり課の4ページから7ページをご参照ください。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願いをいたします。

議長 次に、議案第15号、平成22年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第16号、平成22年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第17号、平成22年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第18号、平成22年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についての各案を事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

健康福祉課長 失礼します。

議案第15号、平成22年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は既定の歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億4,534万円とするものです。補正内容につきましては、歳出の大部分を占めます保険給付費を3月から12月は実績、1月、2月は推計し、実績見込みにより補正するものです。なお、健康福祉課資料11ページから13ページに関係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

全被保険者数は4月4,822人でしたが、1月では4,732人と90人減少しています。一般分は81人、退職分は9人の減少となっております。本年度も高額療養が多く、1件80万円を超えるものは12月までで140件、うち300万円を超えるものは7件です。保険給付費の見込みにつきましては、療養給付費では一般分3,000万円、退職分1,290万円の増額、高額療養費では一般、退職合わせて1,400万円の増額を見込んでいます。保険給付費全体では5,710万円の増額となる見込みです。

その他、後期高齢者支援金、介護納付金、高額療養費に係る共同事業、保険事

業の各項目とも実績見込みにより、それぞれ補正するものです。

歳入は保険税は経済の低迷による所得の減少と被保険者数の減少により、現年度分、過年度分合わせて当初予算より625万円の減収となる見込みです。

その他交付金等は歳出の実績見込みに基づき補正をし、歳入不足を見込み財政調整基金は1,800万円の取り崩しを見込んでいます。

第1表につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第16号、平成22年度福崎町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ645万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を1,061万5,000円とするものです。

補正の内容は、過誤による医療費の返還と、交通事故による第三者行為1件の賠償金により、医療費645万4,000円の歳入があり、国、県、支払い基金等にルール分の負担金を返還するための補正です。

健康福祉課資料24ページに関係資料をお示ししていますので、ご参照ください。

第1表につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第17号、平成22年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ817万3,000円を減額し、歳入歳出の総額を1億9,792万円とするものです。

補正の内容は、被保険者数の減少や保険料の減収と保険基盤安定負担金の確定による減額、前年度出納閉鎖期間に徴収した保険料の繰越金による増額及び事務経費等の実績見込みにより減額するものです。

なお、健康福祉課資料25ページに関係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

第1表につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第18号、平成22年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,774万円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億140万円とするものです。

補正の主な内容は、介護給付サービス費の実績見込みにより減額するものです。保険給付サービス費は3月から12月のサービス利用実績と、1月、2月の利用を推計し、実績見込みにより補正するものです。

健康福祉課資料26ページから28ページに関係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

減額の主な要因は、11月に開設予定の小規模多機能型居宅介護施設の利用を見込んでいましたが、開設が3月におくれ利用がなく、地域密着型サービスで2,862万円の減額となります。被保険者数は前年度12月4,441人から、本年度12月4,473人で32人の増、高齢化率は1月で23%になります。介護認定者数は前年度12月744人から、本年度12月762人で18人の増と

なり、支援1、2及び介護1までの軽度な方が21人増加しています。

給付費の補正で主なものは居宅サービス費は前年度実績費11%増を見込み、中でも通所介護は利用が伸びて2,097万4,000円の増額、短期入所も7%増で4,428万1,000円の増額を見込んでいます。一方、施設サービスは利用者の死亡等で減少し、対前年度実績比98.6%、2,399万円の減額を見込んでいます。歳入はサービス給付費の減額に伴い国、県等の負担金を補正し、財政調整基金は本年度国庫負担金等の収入不足を見込み、1,820万円の増額を計上しました。

第1表、歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で、説明を終わります。

議案第15号から18号までの4議案ともご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、しばらく休憩いたします。再開は午後1時といたします。

◇

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次、議案第19号、平成22年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第20号、平成22年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての両案を事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 失礼いたします。

初めに、議案第19号、平成22年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、説明させていただきます。

この補正は事業実施による精算見込みの補正で、歳入歳出の総額にそれぞれ500万円を増額し、歳入歳出総額を2億6,221万円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

下水道課長 以上で、議案第19号の説明とさせていただきます。

次に、議案第20号、平成22年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、説明申し上げます。

この補正は公共下水道事業について下水道工事を主に実績に伴う精算見込みによるもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億2,480万円を減額し、総額を15億3,606万6,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

第2表、繰越明許費につきましては、次の3ページをお開き願います。

繰越明許費として、下水道事業費の公共下水道事業3億7,667万円をお願いするもので、主な内容としましては水質保全下水道事業で浄化センター水処理施設3、4系機械電気設備工事に約2,750万円を、公共下水道事業で田原汚

水中継ポンプ場建設工事に約1億1,300万円を、特環下水道事業で中島地区下水道面整備工事及び同工事に伴う水道補償費、これら約6,778万円を、雨水事業で川すそ雨水幹線渠工事(その4)、ヤゴ雨水幹線工事(第2工区)、中島井ノ口線道路改良工事、これらに4,675万円を、その他未契約の繰り越しとして1億2,163万円を含んでおります。合わせて合計3億7,667万円となるものでございます。

下水道課資料1ページにこれらの箇所図を示しておりますので、合わせてご参照ください。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

下水道課長 以上で、議案第20号の説明とさせていただきます。

両議案とも、ともにご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

議長 次、議案第21号、平成22年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について、議案第22号、平成22年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第2号)についての両案を事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

水道課長 失礼いたします。両議案についてご説明申し上げます。

まず初めに、議案第21号、平成22年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

この補正は事業の実績見込みによる補正をお願いするもので、第2条では予算第3条の収益的収入を1,107万7,000円減額し、3億5,596万7,000円に、また収益的支出を1,323万6,000円減額し、3億4,118万5,000円に、第3条では予算第4条の本文括弧書き中、不足する額1億2,876万3,000円は過年度分損益勘定留保資金1億1,617万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額528万6,000円及び過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額730万7,000円に改め、資本的収入を8,359万6,000円減額し、1億2,060万7,000円に、また資本的支出を1億4,598万2,000円減額し、2億4,937万円にしようとするものであります。内容につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

水道課長 以降に、水道課資料として補正予算(第2号)(案)を添付しておりますので、後ほどご参照ください。

以上で、議案第21号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第22号、平成22年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明をいたします。

この補正も事業の実績見込みによる補正をお願いするもので、第2条では、予算第3条の収益的収入を57万円増額し2,643万1,000円に、また、収益的支出を401万6,000円増額し2,742万7,000円に、第3条では予算第4条の本文括弧書き中、不足する額2,837万7,000円は当年度分損益勘定留保資金122万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1,388万2,000円、建設改良積立金1,261万1,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額66万2,000円に改め、資本的収入を4,

763万5,000円減額し2,716万5,000円に、また資本的支出を3,445万8,000円減額し5,554万2,000円にしようとするものであります。内容につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

水道課長 以降に、水道課資料として補正予算(第2号)(案)を添付しておりますので、あわせてご参照ください。

以上、議案第22号の説明とさせていただきます。

両議案とも、よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願いを申し上げます。

議長 次、議案第23号、平成23年度福崎町一般会計予算について事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

企画財政課長 失礼いたします。

議案第23号、平成23年度福崎町一般会計予算についてご説明申し上げます。

本予算につきましては、町長が開会冒頭に申し上げました施政方針のもとに予算編成を行ったものでございます。

予算編成資料といたしまして、1ページから3ページに予算編成概要、4ページから18ページに事業別予算額一覧表を、また19ページから28ページには会計別予算額や一般会計の予算内訳等を添付しておりますので、審議の参考にしてください。

それでは議案条項順にご説明を申し上げます。

第1条は歳入歳出予算の総額を75億6,300万円と定めています。

歳入歳出予算の内容につきましては、まず総括で前年度との大まかな比較をご説明申し上げますので、冊子の事項別明細書1ページ、2ページをお開きください。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

企画財政課長 以上で歳出の説明を終わりますので、歳入の説明をさせていただきます。

議長 説明の途中ではありますが、しばらく休憩いたします。再開は2時20分いたします。

◇

休憩 午後2時00分

再開 午後2時20分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

企画財政課長 それでは、事項別明細書3ページ、4ページからになります。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

企画財政課長 歳入歳出についての説明は以上とさせていただきますので、議案にお戻りください。

第2条の債務負担行為につきましては、議案のほうの5ページをお開き願います。

第2条、債務負担行為であります。まず老人ホーム給食調理業務委託事業は養護老人ホームの調理業務について、平成24年度から26年度までの委託契約を締結するために債務負担行為をお願いするもので、限度額は5,400万円とし

ております。健康福祉課資料5ページに委託内容等をお示ししておりますので、ご参照ください。

ごみ収集運搬委託事業は、可燃ごみ、資源ごみ及び不燃ごみの収集業務について平成24年度から26年度までの委託契約を締結するための債務負担行為をお願いするものです。債務負担行為の限度額は1億1,600万円としております。住民生活課資料5ページから6ページにごみ収集業務内容等を添付しておりますので、ご参照ください。

三木家住宅保存修理事業は本年度から主屋の改修に、補修に取りかかるに当たり、第1期の計画期間である平成27年度までの工事請負契約及び設計監理業務契約を締結するため、債務負担行為をお願いするもので、限度額2億7,000万円としております。なお、この第1期工事は兵庫県と調整の上、5年間としておりますが、今後の県の財政状況によって期間が延長されることも想定されますが、その際には新たな債務負担行為の設定をお願いすることとなります。

次に第3条、地方債につきましては、6ページ、7ページをごらんください。歳入、地方債に計上しました額を、それぞれの目的ごとに限度額として計上しております。起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれに記載のとおりであります。

次に議案の第4条、一時借入金及び第5条、歳出予算の流用につきましては、事務局朗読のとおりでございます。

以上、議案第23号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いをいたします。

議 長 次に、議案第24号、平成23年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第25号、平成23年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第26号、平成23年度福崎町介護保険事業特別会計予算についての各案を事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに各案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

健康福祉課長 失礼します。

議案第24号、平成23年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億350万円とするものです。

また、第2条につきましては、一時借入金の総額を8,000万円と定めるものです。

健康福祉課資料14ページから23ページに予算関係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

国民健康保険の財政運営は急速な被保険者構造の高齢化や医療の高度化等による医療費の増大、また景気低迷の長期化により、依然として厳しい状態が続いています。

23年度の主な改正点は、前期高齢者の自己負担割合1割負担が1年間延長となり、保険税では、地方税法の一部改正により、課税限度額が医療費分1万円、後期高齢者支援分1万円、介護保険分2万円、合計4万円引き上げられます。

また、外来診療に係る高額療養費の支払い方法を現物化し、申請により外来診療の限度額認定証を交付します。

出産育児一時金の前年度までの経過措置を条例化し、本年度から恒久的に35万円から39万円に改正します。

保険者レセプト電算管理システムのオンライン化が本格実施されます。

平成23年度予算の編成につきましては、これらの制度改正を勘案し、医療費及び被保険者の動向等を考慮し積算しました。

歳出面において、その大部分を占める保険給付費は、被保険者数4,757人を見込み、療養給付費は一般で前年度決算見込み比1.7%増の10億2,200万円、退職分では前年度決算見込み比7.6%増の1億3,380万円を見込んでいます。

後期高齢者支援金は、平成21年度精算調整金1,313万4,000円の減額により、2億1,046万6,000円を見込んでいます。

保健事業費は、人間ドック事業、特定健康診査等を計上し、受診率向上と生活習慣病予防を効果的に実施し、医療費抑制に努めていきます。

次に、歳入の保険税については、景気悪化の長期化による収入減が懸念されますが、本年度賦課限度額を医療費分は51万円、支援分は14万円、介護保険分は12万円に引き上げを見込み、保険料率は現行税率で積算し計上しています。

保険税は、現年度医療費分を収納率94.6%、3億7,950万円を見込み、前期高齢者交付金は、平成21年度の精算調整額3,623万8,000円の増額を合わせ、4億9,624万円を見込んでいます。

国・県支出金については、歳入に見合う負担金等を見込み、税収の減による歳入不足は基金で補うこととし、3,200万円の取り崩しを見込んでいます。

なお、保険税の課税賦課限度額改正に係る条例改正は、本年5月の税額本算定時点において議案を上程する予定です。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 続きまして、議案第25号、平成23年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億970万円と定めるものです。

兵庫県後期高齢者医療広域連合が医療費給付、保険料賦課等に関する業務を行い、町では、保険料徴収と被保険者証発行等の事務事務を行います。

この特別会計では、保険料軽減分の保険基盤安定金と保険料を合わせて広域連合に納付するものです。保険料率は、均等割額4万3,924円、所得割率8.23%で前年度と同額です。

兵庫県広域連合の1人当たりの保険給付費は22年度決算見込み額87万5,251円に、伸び率4.43%増で91万4,023円を見込んでいます。

なお、この制度は昨年12月に高齢者医療制度改革会議で高齢者のための新たな医療制度等について最終取りまとめが行われ、制度は廃止し75歳になっても加入する制度を年齢で区別することなく、被用者である高齢者の方や、被扶養者は被用者保険に、これら以外の地域で生活している方は国保に、それぞれ現役時代と同じ制度に加入することになります。

新しい制度の創設は法令制定に期間が必要で、平成26年度以降の施行となる見込みです。

予算資料は健康福祉課資料25ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 続きまして、議案第26号、平成23年度福崎町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億5,460万円と定めるものです。

平成23年度は第4期事業計画の最終年度となり、今年度も介護予防対策の推進、地域密着型サービス等の提供体制の充実を図り、安心して安定的にサービスが利用できるよう努めていきます。

健康福祉課資料29ページから32ページに関係資料をお示ししていますので、ご参照ください。

本年度は平成24年度から26年度までの3年間の保険料を算定する第5期事業計画を策定します。

平成23年度の予算は被保険者数4,575人を見込み、要介護認定は増加しているため、事業計画の774人を上回る786人を見込んでいます。

歳出においては大部分を占めるサービス給付費は平成22年度決算見込みから推計し、要介護認定者の増や、3月に開設される小規模多機能型居宅介護施設の利用を見込み、前年度決算見込み比7.2%増の11億4,100万円を見込みました。

地域支援事業では、実施要綱の改正があり、一般高齢者施策と特定高齢者施策の名称が1次予防及び2次予防事業に変更となりました。

また、特定高齢者の把握事業についても、生活機能評価によらず基本チェックリストのみで対象者の把握が可能となりました。そのため、今年度はニーズ調査を兼ねて、65歳以上全員を対象にアンケート調査を行い、2次予防事業が必要な方の把握に努めます。

新たな事業として2次予防事業教室の開催と成年後見支援事業として認知症等で判断能力が不十分な高齢者に適切なサービスが受けられるよう、市町申し立てや費用負担ができる事業を実施し、高齢者の権利擁護を支援します。

地域支援事業は給付サービス費の3%と保健師人件費を合わせて4,126万1,000円を見込んでいます。

歳入は、第1号被保険者保険料基準月額3,600円に被保険者数4,575人をもとに、現年度分1億9,541万円を見込みました。

国・県・町における介護給付費負担金は歳出に見合う規定の額を計上しています。

なお、保険料引き下げの財源として財政調整基金から3,280万円、介護従事者処遇改善基金から317万1,000円を繰り入れます。

第1表、歳入歳出予算は、事項別明細書により説明をいたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

健康福祉課長 以上で、議案第24号から第26号までの説明を終わります。

3議案ともご審議賜り、ご賛同くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長 次、議案第27号、平成23年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第28号、平成23年度福崎町公共下水道事業特別会計予算についての両案を事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

下水道課長 失礼いたします。

議案第27号及び28号の2議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第27号、平成23年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

農業集落排水事業の接続率は徐々にですがふえており、管理運営のほうも安定して推移しております。

平成23年度の予算総額は第1条にありますとおり、歳入歳出をそれぞれ2億5,530万円とするものであります。

第1表、歳入歳出予算は、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

第2条の一時借入金の最高額は1億5,000万円といたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

下水道課長 以上で議案第27号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第28号、平成23年度福崎町公共下水道事業特別会計予算の説明に移ります。

公共下水道事業は、福崎浄化センターの1期工事の完成から7年目を迎え、現在1、2系処理施設、日最大処理能力4,200立方メートルの施設として、順調な運転を続けております。

面整備の拡大とともに、増加する汚水流入量に対応するため、3系、4系水処理施設の電気機械設備工事を進め、平成23年度末には日最大処理能力を8,400立方メートルに引き上げる予定としております。

また、並行して汚泥処理量も増加してくるため、本年度から汚泥処理施設の増設を進めてまいります。

平成21年度から着手した田原汚水中継ポンプ場建設工事は、最終系となる場内整備を含め、平成23年度末の完成を目指して、引き続き建設を進めてまいります。

面整備事業は、中島地区を引き続き進め、年度内の供用開始を目指すとともに、八反田東地区、市街化区域内の西光寺地区、播但道南ランプから東側の東大貫中島線に布設する汚水幹線整備を進めてまいります。

一方、雨水事業につきましては、工事中の長目雨水幹線、川すそ雨水幹線の接続部を引き続き進めるとともに、残っております未改修分の工事着手を目指してまいります。

また、本年度予定の事業認可手続きが進めば、新たな雨水対策として川端川及び川すそ雨水幹線上流部の事業化に向けて測量設計等の準備を進めてまいります。

予算の総額は第1条、歳入歳出それぞれ18億4,440万円とするもので、第1表、歳入歳出予算は、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

第2条、債務負担行為につきましては、3ページの第2表をごらんください。

浄化センターの汚泥処理施設整備事業で、期間は平成24年度で限度額は1億8,800万円としております。

地方債につきましては、4ページの第3表をごらんください。

第3条にあります地方債は、公共下水道事業で限度額を7億1,120万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

戻っていただきまして、第4条にあります一時借入金につきましては、借り入れの最高限度額は10億円と定めております。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

下水道課長 以上で、議案第28号の説明とさせていただきます。

議案27号及び議案28号の両議案ともにご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 しばらく休憩いたします。再開は3時40分といたします。



休憩 午後 3 時 23 分

再開 午後 3 時 40 分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次、議案第 29 号、平成 23 年度福崎町水道事業会計予算について、議案第 30 号、平成 23 年度福崎町工業用水道事業会計予算についての両案を事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

水道課長 失礼いたします。

両議案についてご説明いたします。

初めに、議案第 29 号、平成 23 年度福崎町水道事業会計予算についてご説明いたします。

第 2 条、業務の予定量につきましては、1、給水戸数が 7,400 戸、2、年間給水量 251 万 5,000 立方メートル、3、1 日平均給水量 6,870 立方メートルです。4、主な建設改良事業は下水道事業に伴う配水管移設事業であります。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の水道事業収益が 3 億 6,462 万 4,000 円で前年度比 0.7% の減、支出の水道事業費用が 3 億 3,772 万 7,000 円で前年度比 4.8% の減であります。

第 4 条、資本的収入及び支出の収入が不足する額 1 億 4,680 万 1,000 円は過年度分損益勘定留保資金 1 億 1,223 万 9,000 円と減債積立金 3,000 万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 456 万 2,000 円で補てんするものといたします。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の予定額は、収入の資本的収入が 1 億 6,644 万 7,000 円で前年度比 18.5% の減、資本的支出は 3 億 1,324 万 8,000 円で前年度比 20.8% の減となっています。

第 5 条、一時借入金の限度額は 1 億円と定めます。

第 6 条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは、1、営業費用と営業外費用、2、建設改良費と企業債償還金とします。

第 7 条、次に掲げる経費について流用する場合は、議会の議決を得なければなりません。1、職員給与費 5,293 万 3,000 円。

第 8 条、企業債償還のため一般会計からの補助を受ける金額は 115 万 3,000 円であります。

第 9 条、棚卸資産の購入限度額は 1,500 万円とします。

それでは、事項別明細書により内容を説明いたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

水道課長 続きまして、議案第 30 号、平成 23 年度福崎町工業用水道事業会計予算についてご説明をいたします。

第 2 条、業務の予定量は、1、給水事業所数 29 事業所、2、年間給水量 56 万立方メートル、3、1 日平均給水量は 1,530 立方メートルです。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の工業用水道事業収益が 2,289 万 5,000 円で前年度比 11.5% の減、支出の工業用水道事業費用が 2,427 万 2,000 円で前年度比 3% の増であります。

第4条、一時借入金の限度額は100万円と定めます。

第5条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができるのは、1、営業費用と営業外費用とします。

第6条、次に掲げる経費について流用する場合は、議会の議決を得なければなりません。1、職員給与費1,069万8,000円。

それでは、事項別明細により内容を説明いたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

水道課長 以上で、議案第30号の説明を終わらせていただきます。

両議案ともよろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願いを申し上げます。

議長 次に、請願第1号、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立の早期実現を求める意見書の提出を求める請願書を事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を紹介議員から求めます。

富田昭市議員 失礼いたします。

それでは、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立の早期実現を求める意見書の提出を求める請願書の趣旨説明を行います。

脳脊髄液減少症は交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で脳脊髄液が漏れ、減少することによって起こされる目まい、耳鳴り、倦怠感、多種多様な症状が複合的にあらわれるという特徴を持っております。

昨年4月に厚生労働省より本症とわかる前の検査費用は保険適用との事務連絡が出されましたが、これは地域によって異なる対応を是正するものであり、本症の治療に有効であるブラッドパッチ療法についてはいまだ保険適用されず、高額な医療負担に患者及びその家族は依然と厳しい環境に置かれているわけでございます。

ブラッドパッチ療法とは、採取した自分の血液20から40ミリリットルを背中から脊椎の硬膜外穿の髄液が漏れているあたりに注入いたしまして、血のりで穴をふさぐ治療のことです。

平成19年から開始されました、脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究事業、当初3年間は定例数におきまして中間目標100症例達成、昨年8月には中間目標が達成をされました。今後は収集した症例から基礎データをまとめまして、診断基準を示すための作業を速やかに行い、23年度中に診療指針の策定及びブラッドパッチ療法としての確立を図り、早期に保険適用とすべきであります。

また、本症の治療に用いられるブラッドパッチ療法を、学校災害共済、労災、自賠責保険等の対象とすべきであります。

よって、下記事項を反映した意見書を政府に提出されるように請願をいたします。

記といたしまして、1点目に脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究事業におきましては、症例数において中間目標が達成されたために、23年度中に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること、2点目に脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究事業においては、23年度にブラッドパッチ療法に含めた診療指針を策定し、ブラッドパッチ療法、自家血硬膜外注入を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用すること、3点目に脳脊髄液減少症の治療、ブラッドパッチ療法等を災害給付制度、労働者災害補償保険、

自動車損害賠償保険の対象に速やかに加えること、以上で請願の趣旨説明いたします。

議員の皆さんにおかれましては、ご理解の上、ご賛同のほどよろしくお願いを申し上げます。

議 長 次に、請願第2号、T P Pの参加に反対する請願を事務局から朗読いたします。  
(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を紹介議員から求めます。

宮内富夫議員 失礼いたします。

平成の改革を目指す、環太平洋戦略的経済連携協定(T P P)への参加検討が表明されてから間もなく半年がたとうとしておりますが、具体的な検討材料はいまだ明らかにされず、政府の前のめり姿勢だけが目立ち、対立ばかりが先鋭化しており、去る2月26日に政府は政府主催の改革フォーラムが開かれる一方、農家、消費者、医療関係者などが反対、慎重を訴える座談会や対話集会が開かれるなど、政府に慎重を求める声が増しに広がりつつあります。あらゆる農業団体はT P Pの参加に反対する運動を行っています。私たち地方議会においても、T P P参加反対の決議が多くなされております。

今般、福崎町議会に対し、兵庫県農民運動連合会からT P Pの参加に反対する請願の紹介議員として請願趣旨を朗読して詳細説明いたします。

菅首相は臨時国会冒頭の所信表明演説で、「環太平洋戦略的経済連携協定(T P P)交渉の参加を検討し、アジア太平洋貿易圏の構築を目指す」と表明し、そのための検討を行っています。

菅首相が参加を検討し、進めようとしているT P Pは、原則すべての品目の関税を撤廃する協定で、農水省の試算でも、我が国の食料自給率は40%から14%に急落し、米の生産量は90%減、砂糖、小麦はほぼ壊滅します。農業生産額4兆1,000億円、多面的機能3.7兆円喪失、実質GDPが7.9兆円、雇用が340万人減少するとしています。北海道庁の試算でも地域経済への影響額は2兆1,254億円に及び、農家戸数が3万3,000戸も減少するとしています。

このように、重要な農産物が例外なしに関税が撤廃されれば、日本農業と地域経済、国民生活に与える影響は極めて甚大であり、国民の圧倒的多数が願っている食料自給率の向上と、T P P交渉への参加は絶対に両立しません。今、求められることは、食料をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食料需給に正面から向き合い、40%にすぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことと考えます。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府・関係機関に提出することを請願いたします。

請願項目といたしまして、1、環太平洋戦略的経済連携協定(T P P)に参加しないこと、以上でございます。

議員の皆様方のご理解を得まして、適正妥当なる結論をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

議 長 以上で、本定例会第1日目の日程は、すべて終了いたしました。

本日はこれにて散会することといたします。ご苦労さまでございました。

散会 午後4時03分

議 長 引き続いて、全員協議会を4時10分から開きますので、第1委員会室にご参  
集ください。